

# 兵庫県公報

平成27年4月21日 火曜日 第2689号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 中心市街地の活性化に関する法律第50条第3項第4号に掲げる事項の公告及び縦覧（同）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
<b>公安委員会告示</b>	
○ 技能検定員審査の実施	8
○ 教習指導員審査の実施	9
○ 指定講習機関の特定講習の廃止	10
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	11

## 告 示

### 兵庫県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成27年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

### 小坂西部土地改良区

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

秋 庭 誓 文

豊岡市出石町大谷720番地

~~~~~

### 兵庫県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

### 林谷土地改良区

退任役員

|       |         |                |
|-------|---------|----------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
| 監 事   | 赤 松 好 治 | 姫路市林田町林谷259番地  |
| 同     | 大 浦 雅 和 | 同 市林田町林谷118番地2 |



**兵庫県告示第377号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成27年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称  | 認可年月日       |
|-----------|-------------|
| 西光寺野土地改良区 | 平成27年 3月27日 |



**兵庫県告示第378号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成27年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**林谷土地改良区**

|         |                |
|---------|----------------|
| 氏 名     | 住 所            |
| 小 谷 喜 昭 | 姫路市林田町林谷94番地   |
| 榎 十     | 同 市林田町林谷776番地1 |
| 木 村 友次郎 | 同 市林田町林谷598番地  |
| 児 嶋 明   | 同 市林田町林谷257番地  |
| 森 崎 弘 光 | 同 市林田町林谷823番地  |



**兵庫県告示第379号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成27年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町千谷字北谷1041の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字北谷1041の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第380号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市上八代字立壁114の1、114の2、114の9、114の10、114の11
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第381号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
東洋紡株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900番地  
工場長 山 川 晃 禎
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋紡株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900番地
  - (3) 特定施設に関する事項

|                     |                   |                  |       |
|---------------------|-------------------|------------------|-------|
| 種                   | 類                 | 46号ニ 廃ガス洗浄施設     |       |
| 能                   | 力                 | 1 m <sup>3</sup> |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   | 許可後               |                  |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   | 着手後2日             |                  |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   | 完成後               |                  |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 0～24時 8時間         |                  |       |
| 使用時間の季節的変動の概要       | なし                |                  |       |
|                     | 区 分               | 通 常              | 最 大   |
|                     | 水素イオン濃度<br>(水素指数) | 12～13            | 12～13 |

|                                                  |                         |       |       |
|--------------------------------------------------|-------------------------|-------|-------|
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | —     | —     |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 1,000 | 1,000 |
|                                                  | 浮遊物質<br>(単位 mg/L)       | —     | —     |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)      | —     | —     |
|                                                  | リン含有量<br>(単位 mg/L)      | —     | —     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 0.02  | 0.03  |

備考 汚水等の一部は焼却処理又は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 4月21日から同年 5月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第382号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成27年 2月16日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市食満1丁目



**兵庫県告示第383号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成27年 4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合  
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
設立認可の年月日 平成17年 2月 2日
- 2 届出の内容
 

|       | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事 長 | 磯 家 亮 一 | 赤穂市北野中264番地   |
| 副理事長  | 中 野 衛   | 同 市南野中389番地 3 |
| 理 事   | 枝 川 和 之 | 同 市南野中50番地    |
| 同     | 大 木 進   | 同 市北野中110番地 1 |
| 同     | 大 橋 博 文 | 同 市砂子231番地 3  |

|   |         |   |              |
|---|---------|---|--------------|
| 同 | 塩 本 英 治 | 同 | 市砂子403番地 6   |
| 同 | 新 家 弘 市 | 同 | 市北野中472番地35  |
| 同 | 宮 崎 秀 幸 | 同 | 市北野中397番地117 |
| 同 | 村 中 雅 英 | 同 | 市南野中425番地 3  |
| 同 | 山 崎 章 則 | 同 | 市砂子190番地     |



**兵庫県告示第384号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                        | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------|---------------|---------------|
| 第H26淡路位置<br>0007号 | 27. 4. 8         | 洲本市物部一丁目157番11、159番 1 の一部、 | 6.00          | 31.86         |
|                   |                  | 159番 1 地先水路の一部             | 5.00          | 20.75         |

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ピーコックストア武庫之荘店  
 所在地 尼崎市南武庫之荘一丁目17番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 氏名 森 松 小太郎  
 住所 尼崎市武庫之荘東一丁目 7 番28号
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|              |                     |         |
|--------------|---------------------|---------|
| 名称           | 住所                  | 代表者の氏名  |
| イオンマーケット株式会社 | 東京都杉並区阿左谷南一丁目32番10号 | 川 口 高 弘 |

イ 変更後

|              |                     |         |
|--------------|---------------------|---------|
| 名称           | 住所                  | 代表者の氏名  |
| イオンマーケット株式会社 | 東京都杉並区阿左谷南一丁目32番10号 | 豊 田 靖 彦 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻   | 閉店時刻  |
|----------------|--------|-------|
| イオンマーケット株式会社   | 午前 9 時 | 午後10時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻      | 閉店時刻  |
|----------------|-----------|-------|
| イオンマーケット株式会社   | 午前 6 時30分 | 午後10時 |

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 8 時50分から午後10時10分まで

イ 変更後

午前 6 時から午後10時10分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年 5月16日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成27年 3月18日

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成27年 3月18日

5 届出年月日

平成27年 3月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 4月21日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年 8月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**中心市街地の活性化に関する法律第50条第 3 項第 4 号に掲げる事項の公告及び縦覧**

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第58条第 1 項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする者が作成した特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に当たり、経済産業大臣から協議があったので、同法第50条第 7 項の規定に基づき次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同法第50条第 8 項の規定により、縦覧に供された事項について意見を有する者は、この公告の日から 2 週間以内に、県に意見を提出することができる。

平成27年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事業名称

姫路キャスティ21コアゾーンBブロック商業施設整備事業

2 大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする者

名称 エミス株式会社

住所 姫路市駅前町353フォーラスウエスト 8 F

代表者の氏名 吉 岡 一 博

3 大規模小売店舗の所在地

姫路市駅前町字清水町64番 4 ほか

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年 7月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 6,884平方メートル
- 6 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
346台
- 7 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
239台
- 8 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
108.2平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
61.5立方メートル
- 10 縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
平成27年4月21日から同年5月7日まで
- 11 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成27年5月7日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町古宮字才田655番4、655番14、655番15、655番20、655番21
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
明石市魚住町清水113番地の10  
株式会社みらい 代表取締役 宇 田 恵
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年1月13日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-22号（26播磨）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町二子字西垣268番1、268番3の一部、269番1の一部、269番5の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町島2番地  
株式会社ユニゾン 代表取締役 伊 藤 正 裕
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年3月9日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17-3号（26播磨）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 神崎郡福崎町南田原字中島760番1、762番1、764番1から764番8まで、765番、765番1、765番2、766番1、766番3、766番4、767番1  
 同 郡同 町南田原字岸ノ上2253番、2253番3、2254番3、2254番6、2254番8から2254番10まで、2255番3、2254番10地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成27年3月9日  
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-18-2号（26福崎）

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第127号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年4月21日

兵庫県公安委員会  
委員長 塚本哲夫

- 1 技能検定員審査の種類  
 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日  
 平成27年6月6日（土）
- 3 技能検定員審査の場所  
 明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
  - (i) 提出書類
    - ア 審査申請書1通  
 審査申請書は、平成27年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。  
 なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。
    - イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し
    - ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し
    - エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免

許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し  
 オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許  
 又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）の写し  
 カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者である  
 ことを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成27年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成27年4月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,450円、技能  
 検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査  
 （大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,500  
 円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受け  
 ようとする者にあつては21,700円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審  
 査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別  
 表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成27年7月7日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628



**兵庫県公安委員会告示第128号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年4月21日

兵庫県公安委員会

委員長 塚本哲夫

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成27年6月6日（土）

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成27年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成27年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成27年4月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては14,950円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,400円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,750円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成27年7月7日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628



兵庫県公安委員会告示第129号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年4月21日

兵庫県公安委員会  
委員長 塚本哲夫

## 1 指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名

| 名 称        | 所 在 地           | 代表者の名前 |
|------------|-----------------|--------|
| アイジー興産株式会社 | 神戸市西区学園東町8丁目1番地 | 有馬 修   |

## 2 特定講習を行う事務所の名称

ジェームス山自動車学院学園都市校

## 3 特定講習の種別

普通免許に係る初心運転者講習

## 4 廃止年月日

平成27年4月1日

## 警 察 本 部 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年4月21日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井上 剛 志

## 1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

## 2 調達内容

## (1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料

ア 標識板 7,460枚 (取付金具等及び搬送費を含む。)

イ 補助板 2,090枚 (同上)

ウ 支柱等 34,458本 (付属品等及び搬送費を含む。)

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

契約の日から平成28年3月31日(木)まで

発注の日から30日以内

## (4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下49警察署

## (5) 納入回数

契約期間内に約6回(緊急発注にも対応できること。)

## (6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書(以下「申込書等」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 4 申込書等の提出場所等

- (1) 申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課施設係 担当 高木

電話 (078) 341-7441 内線2295

- (2) 申込書等の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年4月21日（火）から同年5月7日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札、開札の日時及び場所

平成27年6月2日（火）午後1時30分 兵庫県警察本部 本館4階入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年6月1日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に前記2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年5月26日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（落札価格に前記2の(1)の各数量を乗じて得た額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、平成27年5月7日（木）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年6月9日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ及びオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Takeshi Inoue, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Material for road sign plate approx. 7,460

(include metal fixtures and delivery charge)

② Material for supplemental road sign approx. 2,090

(same above)

③ Material for road sign pole approx. 34,458

(include attachments and delivery charge)

(3) Delivery period :

From the date of contract to March 31, 2016

(within 30days from the date of order)

(4) Delivery places :

Hyogo Prefectural Police H.Q. and 49 Police Stations

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 May 7, 2015

(6) Deadline for tender :

13:30 June 2, 2015

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr.Takagi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2295